

# 外部講師旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、外部講師の旅費に関し必要な事項を定める。

(旅費の計算)

第2条 旅費は順路によって計算する。但し、業務の都合又は天災その他のやむを得ない理由で順路による計算ができなかった時は、現に通過した路線によって計算する。

(普通旅費)

第3条 普通旅費とは、外部講師の交通費及び宿泊料をいう。

2. 交通費、日当及び宿泊料の支給基準額は次の通りとする。

旅費項目	JR 運賃	航空運賃	宿泊料
講師	普通席	エコノミー	実費

(車賃)

第4条 出張中、タクシーその他これらに準ずる交通機関を利用した場合で、特に HIF が必要と認めた時は車賃として、その実費を支給する。領収書は、精算時に提出すること。

(附 則) この規程は、2015 年 10 月 1 日から適用する。